

太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、太陽光発電設備及び蓄電池の普及促進を図るため、次のとおり太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙が相互に協力し、岐阜県域における太陽光発電設備及び蓄電池の普及促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- 一 甲 太陽光発電設備等の共同購入事業に関する広報等の支援
 - 二 乙 太陽光発電設備等の共同購入事業に係るプロポーザル公募要領及び太陽光発電設備等の共同購入事業に係る仕様書（以下「要領及び仕様書」という。）に定める事業
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（募集要領等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たっては、要領及び仕様書を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に定める事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

- 第5条 本事業の実施に当たっては、甲及び乙は第2条第1項に掲げる事項に責任を持って取り組むこととし、乙は、甲、施工事業者、購入希望者等の本事業の関係者に対して、社会的、経済的な不利益を生じさせることのないよう未然防止を図るとともに、適切に対処しなければならない。
- 2 本事業の実施に伴い、乙と施工事業者又は購入希望者との間で争いが生じた場合は、乙が適切に対処し、解決しなければならない。
 - 3 本事業の実施に伴い、施工事業者と購入希望者との間で争いが生じた場合であって、両者間で解決できない場合においては、乙が適切に対処し、解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第7条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- 一 この協定に違反したとき。
 - 二 事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 一 予定の期間内に本事業に着手せず、又は完了しないとき。
 - 二 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
 - 三 前各号に規定するほか、甲の施策の関係上、本事業を実施することが困難もしくは不適當であると認められるとき。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、締結の日から令和8年6月30日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかから書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続することとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本事業の実施において、知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1
岐阜県知事 ●●

乙 ●●